

長門市広告掲載の基準に関する要綱

平成 20 年 7 月 1 日

要綱第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長門市広告掲載要綱(平成20年長門市告示第85号)第 3 条第 2 項に規定する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

2 市長は広告媒体への広告掲載の可否の判断を、長門市広告掲載要綱第 3 条第 1 項に規定するものを除き、この要綱に基づき行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬ。

2 広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外及び公共施設内の広告に関する基本的な考え方)

第 3 条 屋外及び公共施設内の広告内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域及び施設の特性に配慮するとともに、街及び施設内の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。この場合において、可能な限り、その地域や施設のルール、慣習により形成されてきた景観及び文化に配慮し、周囲と調和した景観づくりに貢献できるものであることが望ましい。

2 この要綱における「屋外広告」とは、山口県屋外広告物条例(昭和41年山口県条例第41号)第 5 条及び第 6 条第 3 項に定める許可を要するものをいう。

(広告媒体ごとの基準)

第 4 条 市長は、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関し個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成するものとする。

(掲載しない業種又は事業者)

第 5 条 次に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2 条の適用を受ける風俗営業と規定される業種

- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (4) ギャンブルに関するもの
- (5) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い又は運勢判断に関するもの
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生及び更生手続中の事業者
- (12) 各種法令に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
（掲載基準）

第6条 次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 個人の慶弔に関するもの
 - キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ケ 社会的に不適切なもの

- コ 国内世論が大きく分かれているもの
 - サ 肖像権、著作権又はパブリシティ権（有名人の氏名又は肖像を財産的に利用する権利をいう。）を侵害しているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現（例えば、「世界一」「一番安い」等の表現をいう。ただし、根拠となる資料を提出したものを除く。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現（例えば、「今が最後のチャンス」「これが最後のチャンス」等今購入しないと次はないという意味を含んだ表現等をいう。）
 - ウ 人材募集広告で労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の目的又は内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品若しくはサービスを推奨し、保証し、又は指定しているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例、広告内容に関連する等表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは、掲載しない。

- (1) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (8) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
- (9) 長門市都市計画又はまちづくり若しくは都市整備のルールにおいて、景観形成の目標が定められている場合に、その目標に沿った貢献が認められないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は、掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様及び色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

- イ 水着姿及び裸体姿を表示し、著しく注意を引くもの
- ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
- エ 絵柄や文字が過密であるもの

(WEBページに関する基準)

第9条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を踏まえ、公共的ホームページからの一次リンクとしての信用性、信頼性を損なわないよう代理店又は広告主に促すものとする。契約期間中にあっては、承認後においても同様とする。

- 2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、長門市広告掲載要綱、この要綱、その他市の定める広告に関する規程に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋し、又は紹介しているWEBページの広告は、掲載しない。

(業種ごとの基準)

第10条 市長は、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査するものとする。この場合において、医療、老人保健施設、選挙、墓地、古物商、リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものについては、事前に県等関係機関に相談するものとする。

(1) 人材募集広告

人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあつ旋の疑いのあるもの並びに商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さ及び授業料又は受講料の安価さを強調する表現(例えば、「1箇月で確実にマスターできる」等の表現をいう。)は、使用しない。

(3) 学習塾、予備校等(専門学校を含む。)

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示するものとする。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは、掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではないものは、その旨を明確に（例えば、「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」等の表現をいう。）表示するものとする。

(5) 資格講座

ア 講座を受講するだけで、国家資格が取れるような表現又はあたかも国家資格のような紛らわしい表現は行わず明確に（例えば、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」「この資格は国家資格ではありません。」等の表現をいう。）表示するものとする。

イ 資格講座に見せかけて商品販売や資金集めを目的としたものは、掲載しない。

ウ 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表現は、使用しない。

(6) 病院、診療所、助産所

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう、柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は掲載しない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は、掲載しない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）、保健機能食品等の健康食品

薬事法（昭和35年法律第145号）第66条、第67条及び第68条の規定に抵触

するもの並びに医薬品等適正広告基準（昭和55年厚生省薬務局長薬発第1339号）に準じていない広告は、掲載しない。

(9) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現は、使用しない。

イ サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表現（例えば、「長門市事業受託事業者」等の表現をいう。）は、使用しない。

ウ 有料老人ホームについて、有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触する広告は、掲載しない。

エ 有料老人ホームについて、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は、すべて表示するものとする。

オ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名を明記する。

(10) 墓地等

県知事の許可を取得した事業所等に係るものとし、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記するものとする。

(11) 不動産業

ア 名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記するものとする。

イ 不動産物件の広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記するものとする。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成15年公正取引委員会告示第3号）に従うものとする。

エ 契約を急がせる表示（例えば、「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等の表現をいう。）は、使用しない。

(12) 弁護士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定するものとする。

(13) 旅行業

ア 主催旅行に関する広告の表示基準等について（平成8年運輸省運輸政策局観光部長運観旅第73号）に従うものとする。

イ 登録番号、所在地、補償の内容を明記するものとする。

ウ 不当表示（例えば、白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等の表示をいう。）に注意するものとする。

(14) 通信販売業

返品等に関する規定を明確に表示するものとする。

(15) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告とする。

イ タレント、犯罪被害者の人権又はプライバシーを不当に侵害するような表現がないものとする。

ウ 青少年健全育成の観点から、適正なものとする。

(16) 映画、興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは、掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは、掲載しない。

エ 青少年健全育成の観点から、不適正なものは、掲載しない。

オ 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を明確に表示するものとする。

(17) 古物商、リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けたものとする。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示（例えば、「回収」「引取り」「処理」「処分」「撤去」「廃棄」等の表現をいう。）は、使用しない。

(18) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定するものとする。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等するものをいう。）するものは、掲載しない。

(19) 結婚相談所・交際紹介業

ア 掲載内容は、名称、所在地、代表者及び一般的な事業案内等に限定するものとする。

イ プライバシー保護のための方針を持っている事業所であるものとする。

(20) 掲載しない業種の企業による掲載しない業種に関するもの以外の内容の広告は、この要綱に定められた規制の範囲内でその掲載を認めるものとする。

(21) 第1号から第20号までに該当しない業種の広告は、この要綱（第4条に基づき個別に基準を定めたものを含む。）により、掲載の可否、内容を審査するものとする。

(22) その他、表示について注意を要する事項

ア 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠（例えば、「メーカー希望小売価格の50パーセント引き」等の表示をいう。）を明示するものとする。

イ 比較広告は、主張する内容が客観的に実証されているものに限る。

ウ 無料で参加又は体験ができるもので、費用がかかる場合があるものは、その旨明確に（例えば、「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります」等の表現をいう。）表示するものとする。

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告は、掲載しない。

オ 肖像権又は著作権の無断使用があるものは、掲載しない。

カ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づいた公正取引委員会による告示及び運用基準（例えば、宝石にはメーカー希

望価格はないため、「メーカー希望価格の50パーセント引き」という表現はできないことなどをいう。)を遵守するものとする。

キ アルコール飲料又はタバコの広告については、未成年者の飲酒・喫煙禁止の文言(例えば、「お酒は20歳を過ぎてから」等の表現をいう。)を明示するものとする。この場合において、飲酒又は喫煙を誘発するような表現(お酒を飲んでいる姿等)は掲載しないものとする。

(読替規定)

第11条 この要綱に示す国等の基準、指針等は、直近のものに読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。